

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長

消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について（通知）

消防指令センターの共同運用については、「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について（通知）」（令和3年1月25日付消防消第10号消防庁次長通知）により通知したとおり、全国の消防本部において消防指令センターの更新時期が集中している令和6年度から8年度を見据え、共同運用の実施に向けて積極的に検討するようお願いしているところです。

消防指令センターの共同運用により得られる効果については、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）三4(3)高機能消防指令センターの共同運用において、『高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能』とされており、共同運用の実施にあたってはこうした効果を発揮できるよう検討を行っていただく必要があります。

については、消防指令センターの共同運用による効果が十分に得られるよう、関係団体で協議の上、共同運用の実施にあたり策定する連携・協力実施計画に下記の事項を記載するようお願いいたします。

各都道府県におかれては、下記事項に留意されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 相互応援体制について

災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢を確立するために相互応援体制の見直しを検討し、その内容を記載すること。

## 2 高度な運用について

いわゆる「直近指令」、「ゼロ隊運用」などの高度な運用の実施手法について記載すること。

ただし、協議の結果、離島、山間部等の遠隔地といった経路的事情や、隣接地域であっても著しく遠方であるといった距離的事情により、高度な運用の実施による効果が得られないと判断された場合はその限りでない。

また、一部の地域に限定し、「直近指令」、「ゼロ隊運用」のいずれかを実施するといった限定的な運用についても可能とする。

共同運用開始時に、高度な運用を実施することが困難な場合には、実施目標時期について記載すること。

## 3 人員の効率的な配置、現場要員の増強

消防指令業務の集約により効率化された人員の数及び現場要員（警防要員だけでなく予防要員等も含む。）の増強の見込みについて具体的に記載すること。

## 4 整備費及び維持管理費の削減効果

連携・協力に係る費用の見通しと分担方法については、連携・協力実施計画に定める事項となっているが、消防指令センターの共同運用は、将来の消防財政に与える効果が大きいことから、施設等の整備費、維持管理費等について、それぞれが単独で整備した場合と比較するなど、削減効果が分かるよう適切に記載すること。

消防庁消防・救急課

担 当：阿部課長補佐、渡辺係長、五十川事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp